四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事

図番	図面名称
A- 01	工事特記仕様書（改修）1
A- 02	工事特記仕様書（改修）2
~~A- 03~~	欠番
A- 04	敷地案内図
A- 05	配置図
A- 06	仕上表
A- 07	1階平面図
A- 08	2階平面図
A- 09	3階平面図 兼 仮設計画図
A- 10	R階平面図 兼 仮設計画図
A- 11	断面図
A- 12	3階平面詳細図
A- 13	R階平面詳細図
A- 14	部分詳細図

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　四日市市　霞2丁目　地内
2　敷地面積　16,134.15 m2
3　工事内容
　棟名称　四日市港ポートビル立体駐車場
　構造　鉄骨造
　建築面積　2,582.65 m2
　延べ面積　6,689.43 m2
　工事項目　防水改修

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書　令和6年7月制定版（令和7年7月一部改訂）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項

1 一般共通事項

① 適用基準等

1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版）
2）建築工事標準詳細図
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）

② 施工条件 (1.3.5)

⊙ 監督員と協議し決定する。
施工可能日　・ 指定なし
　・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり
施工可能時間帯　・ 指定なし　・　時 ～　時
概成工期　・ 指定なし　・　年　月　日

3 部分引渡し、部分使用

・ 部分引き渡しあり　・ 部分使用あり
指定部分（　　）
時　期（　年　月　日～　）

4 猛暑への対策

・ 本工事は工期に猛暑による作業不能日数を見込んでいる。
1）作業不能日数は、環境省が公表する観測地点（工事場所を所管する建設事務所管内の観測地点とする。なお、伊勢建設事務所管内においては小俣地点、尾鷲建設事務所管内においては尾鷲地点とする。以下観測地点）におけるWBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの５年分を平均したもの。
2）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する観測地点等における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が1）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
・ 本工事は、夏休み等の夏季の一定期間に現場施工の一部が必要となるため、猛暑対策を充分講じることにより、現場作業の安全に配慮し、工事を行うこと。

5 埋蔵文化財調査

埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
・ 試掘調査の実施あり(発見された場合、発掘調査等の実施あり)
・ 発掘調査等の実施あり

⑥ 発生材の処理等 (1.3.12)

・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
屋根	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
その他 （　　）	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

・ 引き渡しを要するもの　・ 有（・ PCB含有物　・　）
・ 特別管理産業廃棄物　・ 有（　）　処理方法（　）
・ 水銀使用製品産業廃棄物　・ 有（・ 蛍光ランプ　・ HIDランプ　・（　））
・ 現場において再利用を図るもの　（　）
・ 再資源化を図るもの　・ コンクリート塊
　・ アスファルトコンクリート塊
　・ 建設発生木材

成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。

⑦ コブリス・プラスへの登録

請負金額100万円以上の工事において、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、工事完了後には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「コブリス・プラス」に登録のうえ、行うこと。

⑧ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

9 電気保安技術者 (1.3.3)

配置する

⑩ 技能士 (1.7.2)

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

11 施工数量調査 (1.6.2)

調査範囲及び調査方法　・ 工種別の特記による

12 調査のための破壊部分の補修 (1.6.3)

補修方法　・ 図示（図面番号：　）・（　）

⑬ 建築材料等

1）本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。
2）本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。
3）製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。
4）本工事に使用する木材は、原則として県産材を使用するほか、品質が求められる水準以上であれば、県産材のJAS製材品及び「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」の優先利用に努めること。
5）本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。
6）下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
（認定製品の品名：　）
7）下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。
認定製品の品名：・ 間伐材製工事用バリケード　・ 間伐材工事用看板　・ 間伐材標示板　・（　）

14 化学物質の濃度測定 (1.7.9)

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校,教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数　・ 図示（図面番号：　）・（　）
測定方法（・ パッシブ法　・ アクティブ法）
測定時期　・（　）
報告書提出部数　２部

⑮ 特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

⑯ 騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

⑰ 工事写真

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（令和5年版))に従い撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」による。

⑱ 完成図等

作成する　⊙ 完成図（⊙ A3版二つ折り製本　⊙ 1部　・（　））・（　）
完成図作図範囲（設計図面同程度とする）
完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

⑲ 完成写真

デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部
箇所数は外観４面､主要室の各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。
・ 電子媒体で提出する
・ アルバム（大きさ335mm×290mm程度、カラー）　１部
著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

⑳ 電子納品

工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体で提出すること。
（提出部数 ⊙ ２部　・　部）
工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体で提出すること。
（提出部数 ⊙ ２部　・　部）

21 設備工事との取合い

施工範囲
・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・ 駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び　操作スイッチ

施工図
・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

㉒ 既存部分等への処置 (1.3.13)

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。

㉓ 事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

㉔ 下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用

本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

25 総合評価方式

本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。

㉖ 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１４号）を受けた場合の措置について
1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１２号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
2）1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。
発注者への報告は必ず文書で行うこと。
3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

27 消防法関係の手続き

1）消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事（・ 建築工事　・ 電気設備工事　・ 機械設備工事）　・ 別途工事
2）防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

㉘ 主任技術者又は監理技術者

1）技術者要件
工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。
2）専任を要しない期間
（1）現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
（2）検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

㉙ 工事の一時中止

工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止に係るガイドライン」(令和7年7月一部改訂 三重県県土整備部)による。
建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持･管理に関する基本的事項を明らかにする。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

㉚ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

31 建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重

建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速 Vo=34 m/s
地表面粗度区分（・ Ⅱ　・ Ⅲ）
積雪区分（　）cm

㉜ 火災保険等

建設工事請負契約書５３条第1項の規定により,火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。
1）保険の目的物　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）
2）保険の加入期間　工事着手後速やかに加入し、完成引き渡しまでの間
3）保険金額　原則として請負金額に相当する金額
4）被保険者　発注者、請負者及びその全下請負人

33 技術検査

中間技術検査　実施回数　・　回　実施する段階　・（　）

34 保全に関する資料

・ １部　・（　）

35 屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

㊱ 社会保険等未加入対策

適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

㊲ 現場での安全確保(自主施工原則)

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

38 石綿含有建材の調査 (1.5.1)

・ 石綿含有建材の事前調査
調査範囲　・ 改修部分すべて　・（　）
貸与資料　・ 既存の設計図書　・ 石綿含有建材の調査報告書　・（　）
・ 分析調査
分析対象　アクチノライト､アモサイト､アンフィライト､クリソタイル､クロシドライト､トレモライト

分析方法

材料名	定性分析法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5
	・箇所数（　）	・箇所数（　）
	・箇所数（　）	・箇所数（　）

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　・図示(図面番号：　)　・（　）

2 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)

・ 防音パネル　設置範囲　・ 図示（図面番号：　）
・ 防音シート　設置範囲　・ 図示（図面番号：　）

② 足場等 (2.2.1)

足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立ての作業に関する基準」における２の（１）手すり据置き方式又は（２）手すり先行専用足場方式により行うこと。
外部足場　⊙ 設置する（設置範囲 ⊙ 工事に必要な範囲　・　）　・ 設置しない
防護シート　・ 設置する（設置範囲　・ 工事に必要な範囲　・　）　⊙ 設置しない
内部足場　・ 設置する（・　）　⊙ 設置しない

(表2.2.1)　材料、撤去材等の運搬方法
種別（・ Ａ種　⊙ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　・ Ｅ種）
Ｃ種：利用可能なエレベーター（　）
Ｄ種：利用可能な階段（　）

高さが５ｍ以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし､｢墜落制止用器具の規格｣(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。

3 既存部分の養生 (2.3.1)

既存部分の養生　・ 図示（図面番号：　）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（　）　保管場所　・ 構内既存施設内　・（　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　・ 行う　・ 行わない

4 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)

屋内の仮設間仕切り　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
合板　厚さ　・ ９mm　・（　）
せっこうボード　厚さ　・9.5mm　・（　）
合板又は石こうボードの塗装　・ 行う　・ 行わない
仮設扉　設置箇所　・ 図示（図面番号：　）　仕様　・ 合板張り木製扉　・（　）

5　監督員事務所 (2.4.1)
- 構内建物内の一部を使用する。
- 設置する

監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部　位　等	仕　上　げ
床	
内壁・天井	
屋根	

6　監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1)(2)(ｱ)、(ｲ)

種類

⊙ 机、いす	⊙ 書棚	⊙ ホワイトボード
⊙ 長靴	⊙ 雨合羽	⊙ 保護帽
⊙ 衣類ロッカー	⊙ 冷暖房機器	⊙ インターネット
・（　　　）	・（　　　）	・（　　　）

※数量については、監督員との協議による

⑦ 仮設便所　　構内既存の施設　⊙ 利用できる　・ 利用できない

⑧ 工事用水　　構内既存の施設　・ 利用できる（・ 有償　・ 無償）　⊙ 利用できない

⑨ 工事用電力　　構内既存の施設　・ 利用できる（・ 有償　・ 無償）　⊙ 利用できない

本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

3 防水改修工事

① 既存防水層の処理 (3.1.4)(3.2.6)

既存保護層（立上り部等）の撤去
・ 行う　⊙ 行わない

既存防水層（立上り部等）の撤去
⊙ 行う　・ 行わない

既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・ 行う　⊙ 行わない

2　既存下地の処理 (3.2.6)

施工数量調査　・ 行う　・ 行わない
調査範囲　・ 改修対象範囲　・（　　　）
調査項目　・ ひび割れ部（ 2.0mm以上 ）
・ はがれ及びはく落部分
・ 浮き部
調査方法　・ 打診、目視及びクラックスケール等（ ・ 足場　・ ゴンドラ）
報告書　1部（立面図等に記載、必要に応じて写真添付）

ＰＯＳ工法、ＰＯＳＩ工法（機械固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理
・改修標準仕様書[3.2.6(4)(ウ)(ｇ)①～③]　・（　　　）

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口等及び防水層末端部の納まり部の処理　・監督員と協議する　・（　　　）

3　アスファルト防水 (3.3.2)～(3.3.5)(表3.3.3)～(表3.3.10)

押え金物の材質、形状及び寸法
・アルミニウム製（Ｌ－３０×１５×２．０mm程度）　・（　　　）

屋根保護防水
防水層の種類

工法	種　別	断熱材の厚み	絶縁用シート	立上り部 保護	立上り部 断熱材、絶縁ｼｰﾄ
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ・Ａ－２ ・Ａ－３		・ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ（0.15mm以上）	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ・モルタル押え	
・Ｐ1Ｂ	・Ｂ－１　・部分粘着 ・砂付 ・Ｂ－２　・部分粘着 ・砂付		・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ（70kg/㎡程度） ・（　　　）		
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ・ＡＩ－２ ・ＡＩ－３	・（　　mm）	・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ（70kg/㎡程度） ・（　　　）		・設置する ・設置しない
・Ｐ１ＢＩ	・ＢＩ－１　・部分粘着 ・砂付 ・ＢＩ－２　・部分粘着 ・砂付				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.3.3から3.3.9までによる　・（　　　）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.3.3から3.3.9までによる　・（　　　）

平場の保護コンクリート
こて仕上げ　厚さ　・水下80mm以上　・（　　　）
平坦さ　・a種　・b種　・c種
床タイル張り　厚さ　・水下60mm以上　・（　　　）
屋根排水溝　・図示（図面番号：　　　）

屋根露出防水
防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・Ｍ４Ｃ	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	
・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ	・D-1 ・D-2		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ドレン ・設ける　・設けない
・Ｐ０ＤＩ ・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ	・ＤＩ-1 ・ＤＩ-2	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・（　　　）　設置数　・（　　　）
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　・図示（　　　）

屋内防水
防水層の種類

工法	種別	保護層
・Ｐ１Ｅ	・Ｅ－１	・設ける
・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－２	・設けない

Ｅ－１の工程３を行う部位　・貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・（　　　）

④ 改質アスファルトシート防水 (3.4.2)(3.4.3)(表3.4.1)～(表3.4.3)

防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
⊙Ｍ４ＡＳ	⊙ＡＳ－Ｔ１ ・ＡＳ－Ｔ２ ・ＡＳ－Ｊ２		⊙製造所の仕様 ・（　　）	⊙製造所の仕様 ・（　　）	
・Ｍ３ＡＳ ・Ｐ０ＡＳ	・ＡＳ－Ｔ３ ・ＡＳ－Ｔ４ ・ＡＳ－Ｊ１ ・ＡＳ－Ｊ３		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ドレン ・設ける　・設けない
・Ｍ３ＡＳＩ ・Ｍ４ＡＳＩ ・Ｐ０ＡＳＩ	・ＡＳＩ－Ｔ１ ・ＡＳＩ－Ｊ１	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない 防湿層 ・設ける　・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊙改修標準仕様書　表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　　）

粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　　）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　　）

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
数量　・改質アスファルトシートの製造所の指定　・（　　　）
設置数量　・改質アスファルトシートの製造所の指定　・（　　　）
屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿用シート　・設置する　・設置しない
押え金物の材質、形状及び寸法　・アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・（　　　）

5　合成高分子系シート防水ルーフィング (3.5.2)～(3.5.4)(表3.5.1)～(表3.5.3)

屋根防水
防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ	・S－F1 ・S－F２ ・S－M１ ・S－M２		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない
・Ｓ３Ｓ	・S－F1 ・S－F２		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない
・Ｍ４Ｓ	・S－M１ ・S－M２		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	
・ＰＯＳＩ ・Ｓ３ＳＩ ・Ｓ４ＳＩ ・Ｍ４ＳＩ	・ＳＩ－F1 ・ＳＩ－F２ ・ＳＩ－M１ ・ＳＩ－M２	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない

ルーフィングシートの厚み（S－F２、S－M２）
・軽歩行（・ＰＯＳ　・Ｓ４Ｓ　・Ｓ３Ｓ　・Ｍ４ＳＩ　）
・非歩行（・ＰＯＳ　・Ｓ４Ｓ　・Ｓ３Ｓ　・Ｍ４ＳＩ　）

防湿用フィルム（ＳＩ－Ｆ２、ＳＩ－Ｍ２）　・設置する　・設置しない
ルーフィングシートの種類及び厚さ　・改修標準仕様書　表3.5.1～3.5.3までによる　・（　　　）
絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質　・発泡ポリエチレンシート　・（　　　）
固定金具の材質及び寸法形状
・厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又は樹脂積層加工した鋼板　・（　　　）

脱気装置の種類及び設置数量　・ルーフィングシートの製造所の仕様　・（　　　）
接着工法の目地処理　・プレキャストコンクリート下地（・　　　）
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）　・行う　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
・建築基準法に基づき定まる風圧力の（　　）倍の風圧力に対応した工法

屋内防水
防水層の種類

工法	種別	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	保護層 平場のモルタル塗り 工法	保護層 立上り部の保護モルタルの塗厚
・Ｐ1Ｓ	Ｓ－Ｃ１		・床塗り工法 ・下地モルタル塗り	・ 7mm以上 ・（　　　）

床塗りの場合の床の目地
目地割り（・２㎡程度　最大目地間隔３ｍ程度　・　　　）
目地の種類（・押し目地　・　　　）

⑥ 塗膜防水 (3.6.3)(表3.6.1)～(表3.6.3)

屋根防水　防水層の種類

工法	種別	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・ＰＯＸ	・Ｘ－１ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２ ・Ｘ－２Ｈ	・ 製造所の仕様 ・ 高日射反射塗料 ・（　　）	・ 製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない
・Ｌ４Ｘ	・Ｘ－１ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２ ・Ｘ－２Ｈ	・ 製造所の仕様 ・ 高日射反射塗料 ・（　　）	・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない
⊙高強度ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水(駐車場用)		⊙ 製造所の仕様	⊙ 製造所の仕様	

ウレタンゴム系塗膜防水Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量
・ 主材料の製造所の仕様　・（　　　）

屋内防水　防水層の種類

工法	保護ｺﾝｸﾘｰﾄ又は保護ﾓﾙﾀﾙ
・Ｐ１Ｙ	・設ける　・設けない
・Ｐ２Ｙ	・設ける　・設けない

⑦ シーリング (3.7.2)(表3.7.1)

材料

種類	材種	施工箇所
・ SR-1	シリコーン系	
⊙ MS-2	変成シリコーン系	防水端末押え
・ PS-2	ポリサルファイド系	
・ PU-2	ポリウレタン系	

※仕上げを行う場合はノンブリードタイプ、水回りに使用するSR-1は防かびタイプとする。

(3.7.4～7)　工法
・ シーリング充填工法　⊙ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法　・ ブリッジ工法

(3.7.8)　シーリング材の試験
・ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験　⊙ 行わない

8　とい (3.8.2)(表3.8.1)(表3.8.2)

材種　・ 硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）　・ 配管用鋼管（白管）
・（　　　）

とい受金物及び足金物

といの材種	受金物・足金物の材種	形状	取付け間隔

工法　・ 図示（図面番号：　　　）

9　アルミニウム製笠木 (3.9.2)(3)(表3.9.1)(3.9.3)(2)

部材の種類
・ 押出し250形　・ 押出し300形
・ 押出し350形　・ 板材折曲げ形（本体幅（　　　）mm、板厚　・ 2.0mm　・（　　　））
固定金具の間隔（　　　mm）
固定方法　・（　　　）

(3.9.2)(4)(3.9.3)

表面処理　・（　　　）
工法　既存笠木等の撤去　・ 図示（図面番号：　　　）
下地補修の工法　・ 図示（図面番号：　　　）
板材折曲げ形の笠木の取付方法　・ 図示（図面番号：　　　）
笠木固定金具の工法　・ 図示（図面番号：　　　）

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

⑩ 保証書

工事区分	材料名	保証年数
防水工事	⊙防水	⊙10年　・　年
	・シーリング	・ 5年　・　年

※防水施工業者、製作メーカー、受注者の連名により提出する。

7 塗装改修工事

① 材料 (7.1.3)
・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　　）

2　合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) (7.5.2～7.5.4)(表7.5.1)～(表7.5.3)

下地	種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの種別
・ 木部	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種		
・ 鉄鋼面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種 ・ C種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	As種	・ A種　・ B種 ・ C種
・亜鉛めっき鋼面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ Az種　・ Bz種	・ A種　・ B種 ・ C種

3　クリヤラッカー塗り(CL) (7.6.2)(表7.6.1)

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	着色の適用
・ A種　・ B種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ 適用しない ・ 溶剤系ステイン　・オイルステイン

4　アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2)(表7.7.1)
・ A種　・ B種

⑤ 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2)～(7.8.4)(表7.8.3)

上塗りの等級　・ 1級（フッ素系）　・ 2級（シリコン系）　⊙ 3級（ポリウレタン系）

【鉄鋼面・亜鉛めっき鋼面】

下地	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの種別
⊙ 鉄鋼面	B種	・ RA種　⊙ RB種 ・ RC種	・ As種　⊙ Es種 ・ (1回目)Cs種、(2.3回目)Ds種	・ A種　⊙ B種 ・ C種
・亜鉛めっき鋼面	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	Bz種	——

【コンクリート面・押出成形セメント板面】

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	ひび割れ部の補修
・ A-1種　・ A-2種　・ B-1種 ・ B-2種　・ C-1種　・ C-2種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ 行う

6　つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G) (7.9.2)～(7.9.5)(表7.9.1)～(表7.9.4)

下地	種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの種別	ひび割れ部の補修
・ モルタル面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種			・ 行う
・ コンクリート面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種			・ 行う
・ せっこうボード面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種			・ 行う
・ 木部	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種			
・ 鉄鋼面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種 ・ C種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ As種　・ Bs種	・ A種　・ B種 ・ C種	
・亜鉛めっき鋼面	・ A種　・ B種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	Cz種	・ A種　・ B種 ・ C種	

7　合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) (7.10.2)(表7.10.1)

下地	種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	ひび割れ部の補修
・ モルタル面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ せっこうボード面	・ A種　・ B種 ・ C種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ 行う

8　ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) (7.11.2)(表7.11.1)

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	着色の適用
・ A種　・ B種	・ A種　・ B種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種	・ 適用しない　・ 適用する

9　ピグメントステイン塗り (7.12.2)(表7.12.1)

改修標準仕様書（7.12.2),(表7.12.1)による。

10　木材保護塗料塗り(WP) (7.13.2)(表7.13.1)

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）
・ A種　・ B種	A種	・ RA種　・ RB種 ・ RC種

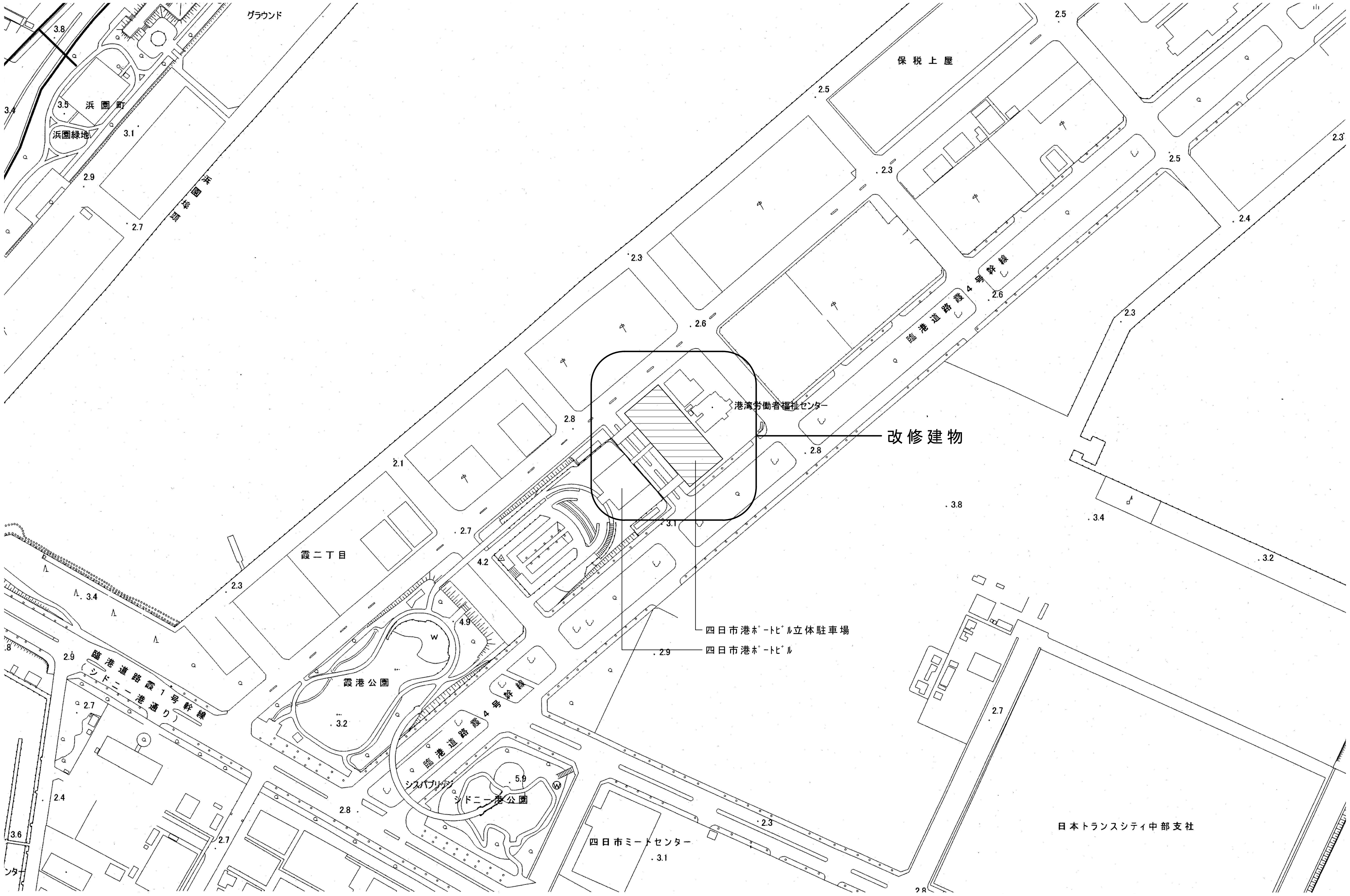

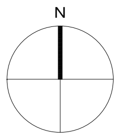

敷地案内図
1/2,500

井元建築事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久	Project 四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事	Title 敷地案内図 Scale A2_1/2,500・A3_1/3,536 Date 2025.3	No. A- 04

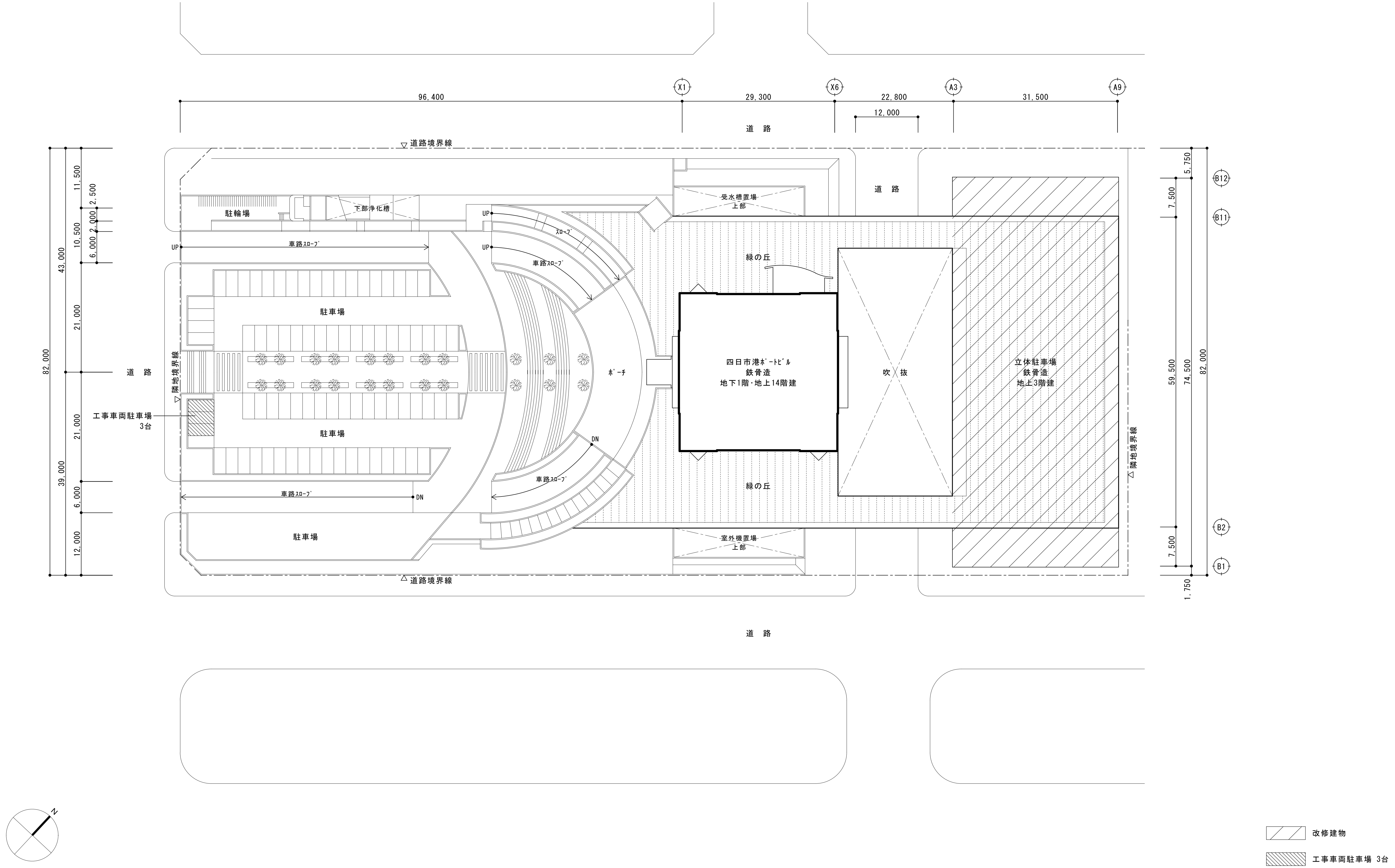

配置図
1/500

井 元 建 築 事 務 所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久

Project	四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事	Title	配置図		No. A- 05
		Scale	A2_1/500・A3_1/707	Date 2025.3	

防水改修

防水A	[既設]	平場:ﾃﾞｯｷｺﾝｸﾘｰﾄ＋FRP防水		
		立上:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し＋FRP防水		
	[撤去]	FRP防水(平場立上共)		[撤去]
		・端末押え　立上:ｼｰﾘﾝｸﾞ、平場/車路:ﾓﾙﾀﾙ		[〃]
	[改修後]	平場･立上:撤去部下地調整※＋高強度ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水<駐車場用>		[新設]
		・端末押え　立上:ｼｰﾘﾝｸﾞ(MS-2 W30)、平場/車路:可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂充填(W30)		[〃]
		※撤去部下地調整　平場:ｹﾚﾝ清掃＋研磨処理　立上:ｹﾚﾝ清掃＋ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ		[〃]
		(必要に応じてｳﾚﾀﾝ防水材薄塗り、ｼｰﾘﾝｸﾞ充填処理等)		[〃]

(ﾙ) ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ	[既設]	鋳鉄製ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ100φ	竪引き 4ヵ所	
	[撤去]	ﾄﾞﾚﾝ上皿	〃	[撤去]
	[改修後]	銅製改修用ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ100φ用　ｱﾙﾐ製ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟ付	〃	[新設]
		(ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟはSUSﾜｲﾔｰ等にて繋ぎ、落下防止対策を講じること)		

(ｺ) ｺｰﾅｰｶﾞｰﾄﾞ	[既設]	鋼製H=1,000 L-50×50×4 OP
	[撤去]	-
	[改修後]	下地調整(RB種)＋DP塗替え
		(取外し復旧)

(止) 車止め	[既設]	ｺﾝｸﾘｰﾄ製(既製品 ｱﾝｶｰ固定)	
	[撤去]	〃	[撤去]
	[改修後]	ｺﾝｸﾘｰﾄ製(既製品 接着固定)	[新設]

(番) 番号ﾌﾟﾚｰﾄ	[既設]	塩ﾋﾞ製W300×H280
	[撤去]	-
	[改修後]	取外し復旧

(白) 白線ﾗｲﾝ	[既設]	W150
	[撤去]	-
	[改修後]	W150 L5,000
		路面標示用塗料1種B (JIS K 5665)

(手) 鋼製手摺	[既設]	42.7φ 錆止め塗装＋ﾏﾘﾝﾍﾟｲﾝﾄ
	[撤去]	-
	[改修後]	下地調整(RB種)＋DP塗替え

(消) 移動式粉末消火設備	[既設]	鋼製格納箱 W300×D340×H1,260
	[撤去]	-
	[改修後]	既設のまま
		・架台:A-14参照

防水改修

防水B	[既設]	平場:ﾃﾞｯｷｺﾝｸﾘｰﾄ＋露出ｱｽﾌｧﾙﾄ防水		
		立上:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し＋露出ｱｽﾌｧﾙﾄ防水		
	[撤去]	露出ｱｽﾌｧﾙﾄ防水(平場一部、立上)		[撤去]
		・端末押え金物＋ｼｰﾘﾝｸﾞ		[〃]
	[改修後]	平場･立上:下地調整※1＋改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ(AS-T1)　一部 改質ｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水		[新設]
		・端末押え金物(ｱﾙﾐ製)＋ｼｰﾘﾝｸﾞ(ﾒｰｶｰ指定品)		[〃]
				[〃]
		※1.下地調整　既設防水層部:水洗い　既設防水層撤去部:ｹﾚﾝ清掃＋ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ		
		※2.花壇側からの雨水経路を塞がないように施工すること		
		※3.新旧防水層を100mm以上ﾗｯﾌﾟさせること		

(ﾙ) ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ	[既設]	鋳鉄製ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ100φ	竪引き 10ヵ所	
	[撤去]	ﾄﾞﾚﾝ上皿	〃	[撤去]
	[改修後]	銅製改修用ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ100φ用　ｱﾙﾐ製ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟ付	〃	[新設]
		(ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟはSUSﾜｲﾔｰ等にて繋ぎ、落下防止対策を講じること)		

(水) 水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	[既設]	塩ﾋﾞ製100φ	52ヵ所
	[撤去]	-	
	[改修後]	既設のまま	

1) 防水工法について着手前にﾒｰｶｰ立ち会いにて調査の上、監督職員の承認をうけること。
2) 周囲に防水材や塗料等が飛散しないように注意すること。必要に応じて飛散養生等を行い、強風時には施工を行わないこと。
3) 付近の駐車車両等に汚損がないように努めること。汚損した場合は監督職員に報告するとともに、承認を受けて受注者負担にて清掃補修等を行うこと。
4) 白線ﾗｲﾝ及び車止めの設置位置について現地実測および施工図作成の上、監督職員の承認をうけること。
5) 港内は、様々な車両が通行、交錯するため、交通安全に十分注意すること。
6) 本工事は、ﾎﾟｰﾄﾋﾞﾙの一般利用者や施設関係者が居ながら行うものである為、施設の運営に協力し、支障をきたさないよう調整をすること。
また施工方法、資材の搬出入等には安全上十分配慮すること。
7) 本仮設計画に記載した仮設計画は、発注者側の積算上の考え方を示したものであり、施工条件として示したものではないので、受注者の責任の下に十分検討すること。
8) 工事において、道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃等を行うこと。
9) 既設構造物を破損させた場合は、受注者の責任（負担）にて修復、破損修繕等を行うこと。

10) 高強度ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水<駐車場用>は、下記同等品以上とすること。
[ｼｰｶ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ]　高硬質ｳﾚﾀﾝ塗膜仕様 UH工法

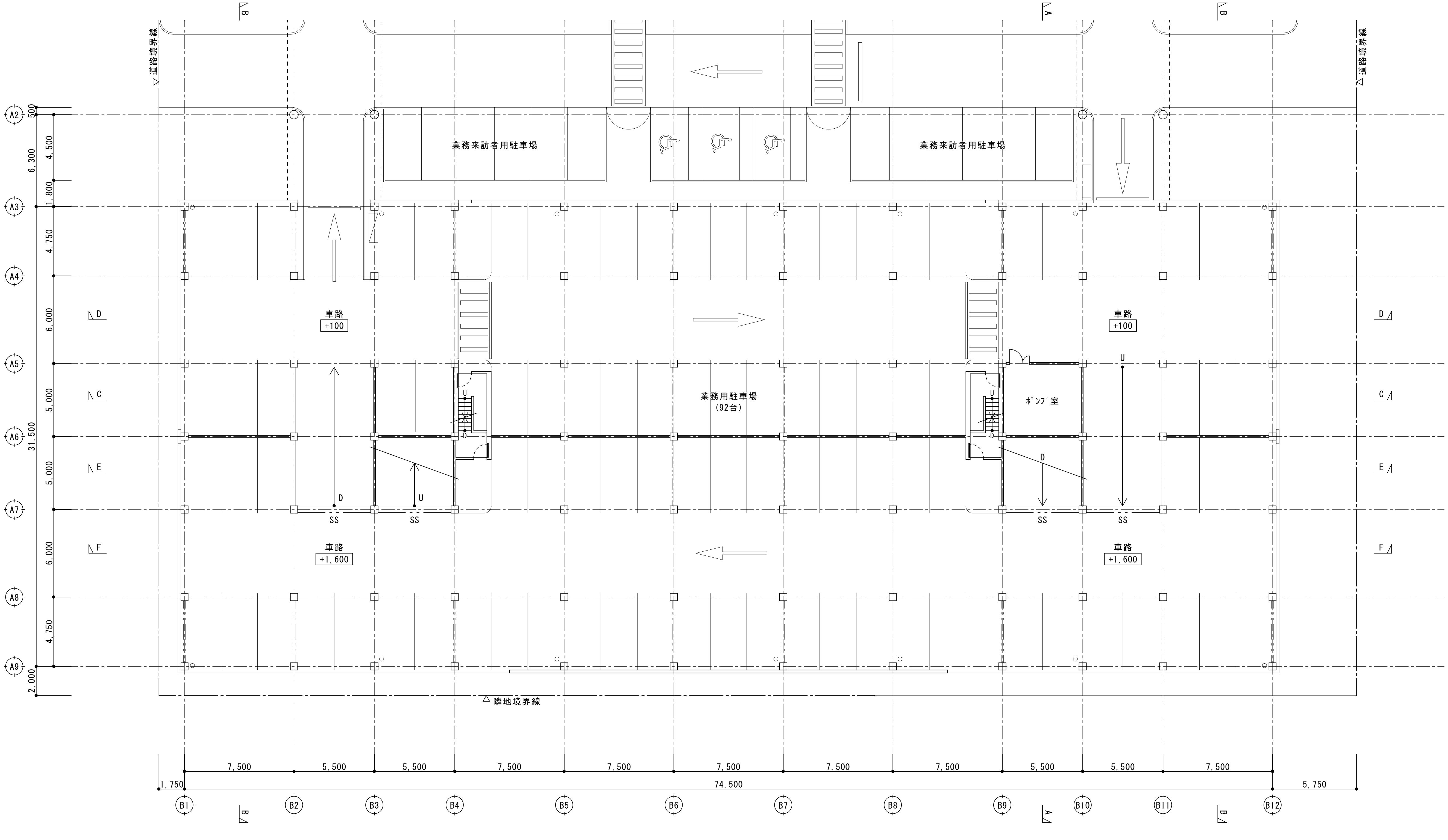

1階平面図
1/200

井元建築事務所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久

Project 四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事	Title 1階平面図		No. A- 07
	Scale A2_1/200・A3_1/283	Date 2025.3	

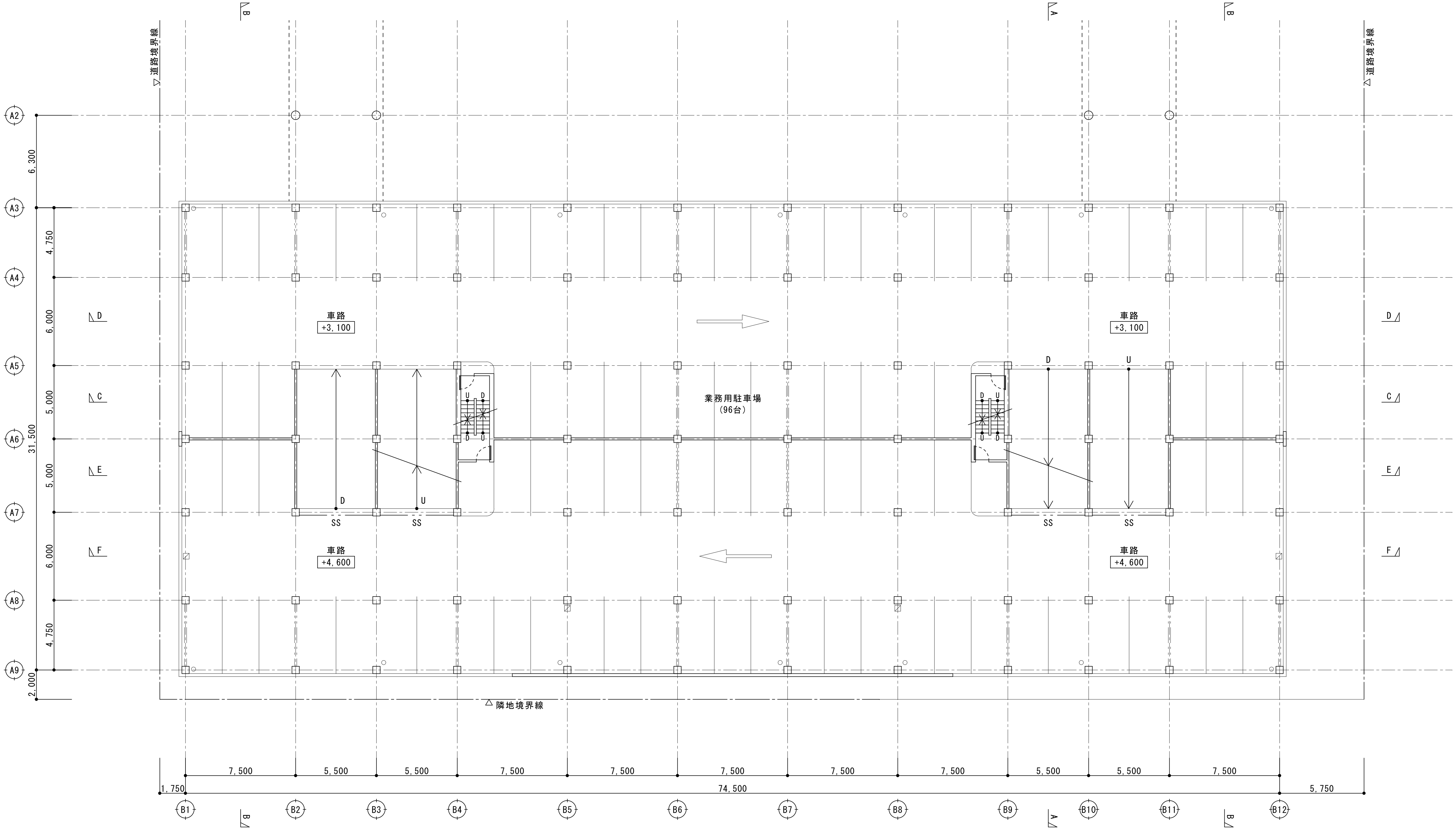

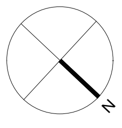

2階平面図
1/200

井 元 建 築 事 務 所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久

Project	四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事	Title	2階平面図		
		Scale	A2_1/200・A3_1/283	Date	2025.3

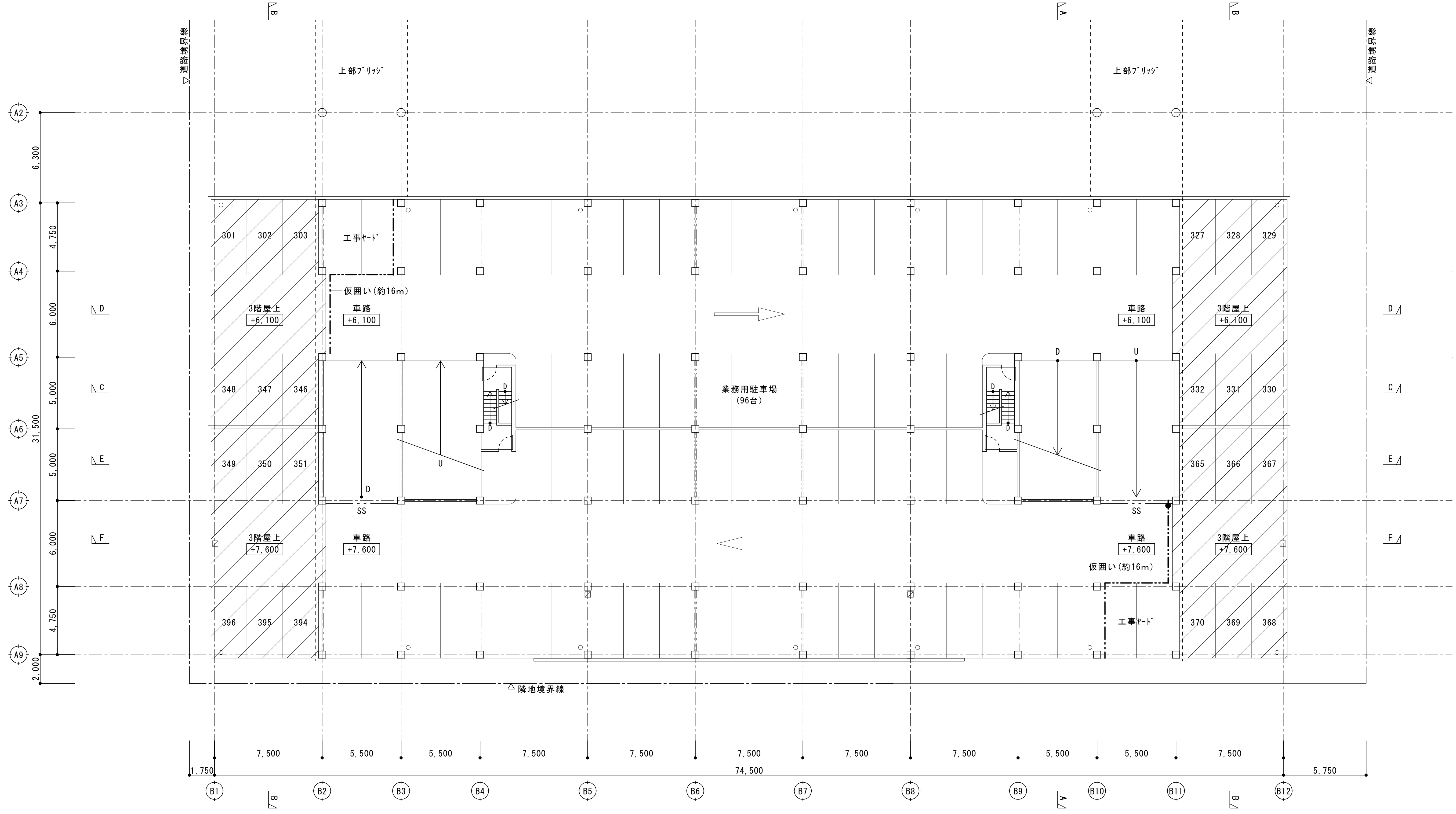

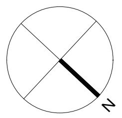

3階平面図
1/200

改修範囲

仮囲い：ｶﾗｰｺｰﾝ＋ｺｰﾝﾊﾞｰ＋ｺｰﾝｳｪｲﾄ＋保安灯

井元建築事務所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久

Project 四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事

Title 3階平面図 兼 仮設計画図

Scale A2_1/200・A3_1/283 Date 2025.3

No. A- 09

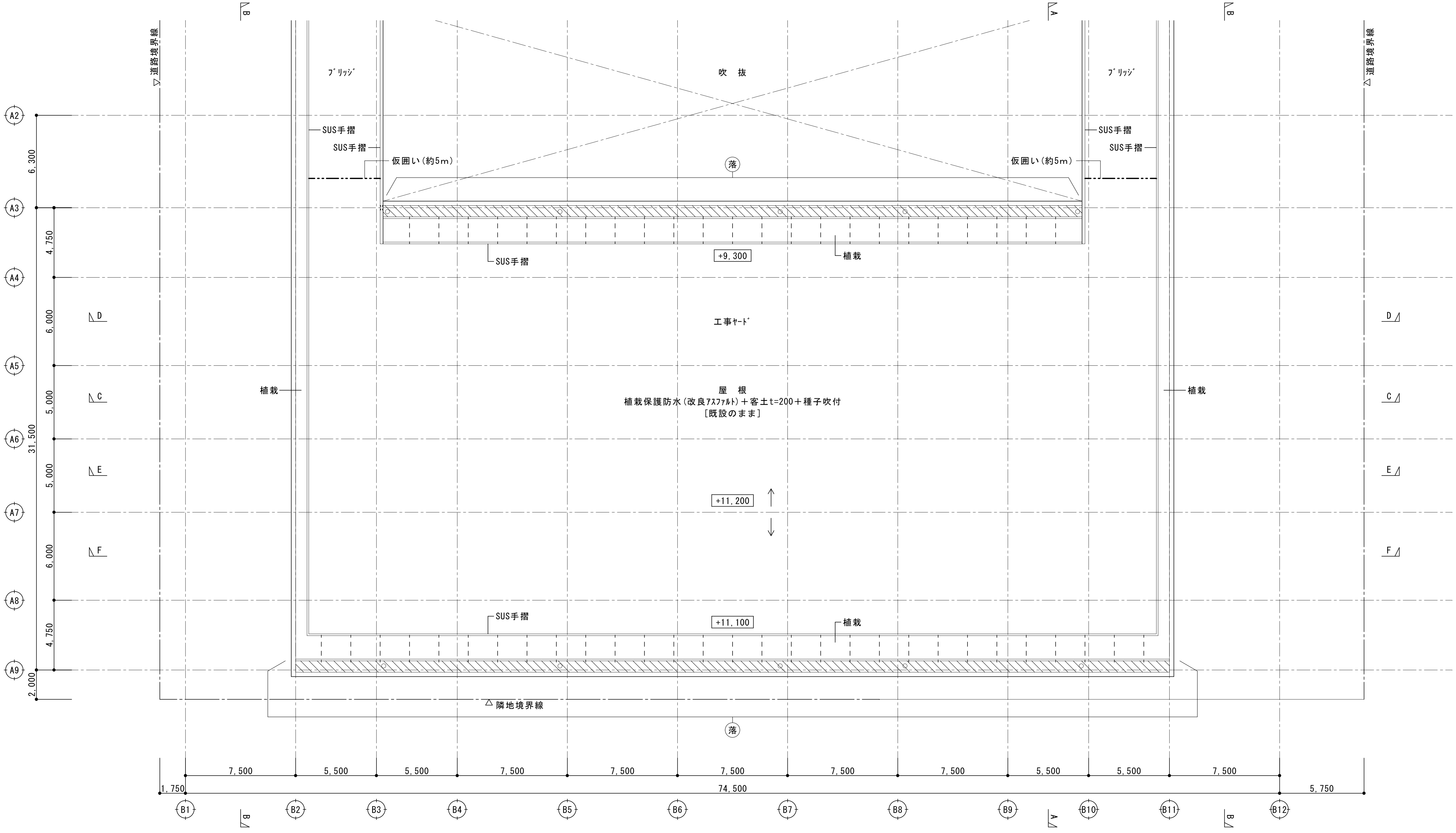

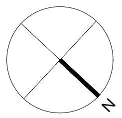

R階平面図
1/200

改修範囲

- - - 仮囲い：ｶﾗｰｺｰﾝ＋ｺｰﾝﾊﾞｰ＋ｺｰﾝｳｪｲﾄ＋保安灯(各3個)
(立入り禁止の表示)

(落) 落下防止対策

1) 落下防止対策は、親綱＋ｽﾀﾝｼｮﾝ@1.8m以内にて行うこと。
2) 工事に支障のある植栽は枝払い、伐採を行うこと。

井元建築事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久	Project 四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事	Title R階平面図 兼 仮設計画図 Scale A2_1/200・A3_1/283 Date 2025.3	No. A- 10

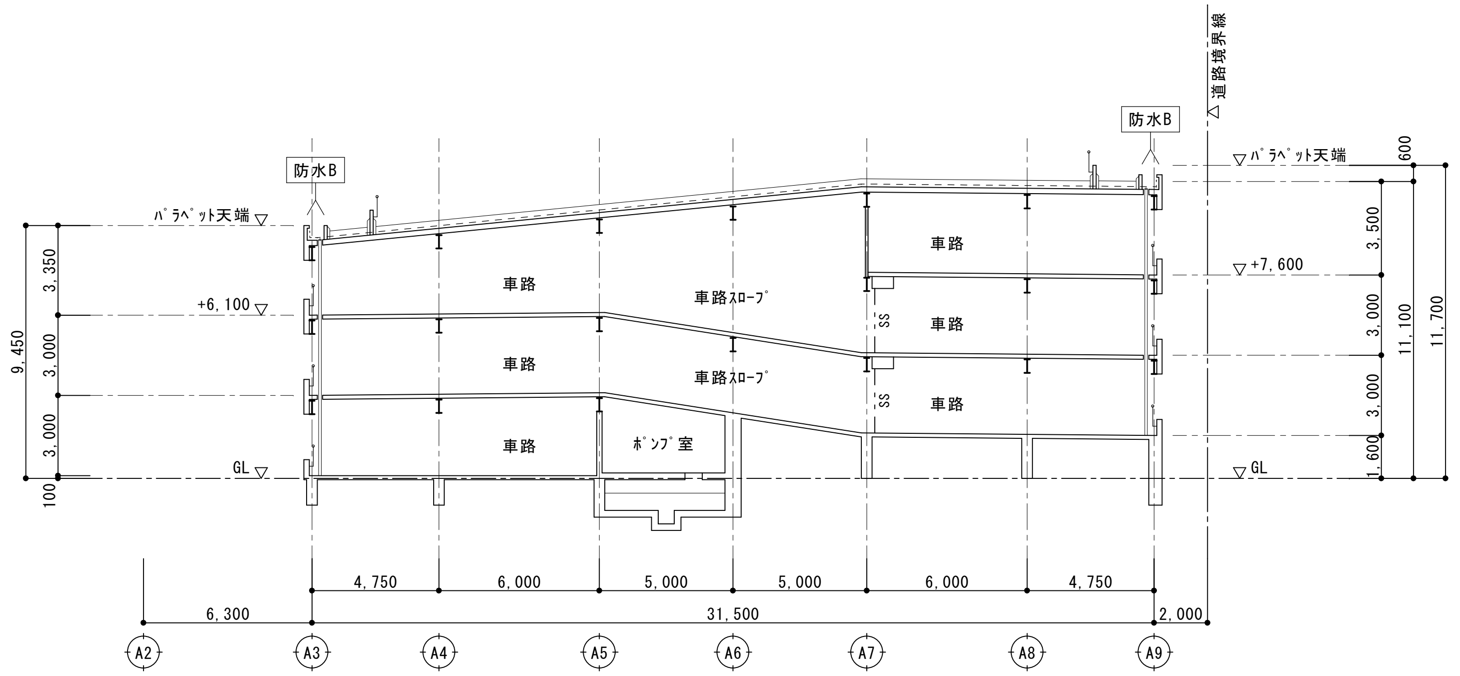

A－A

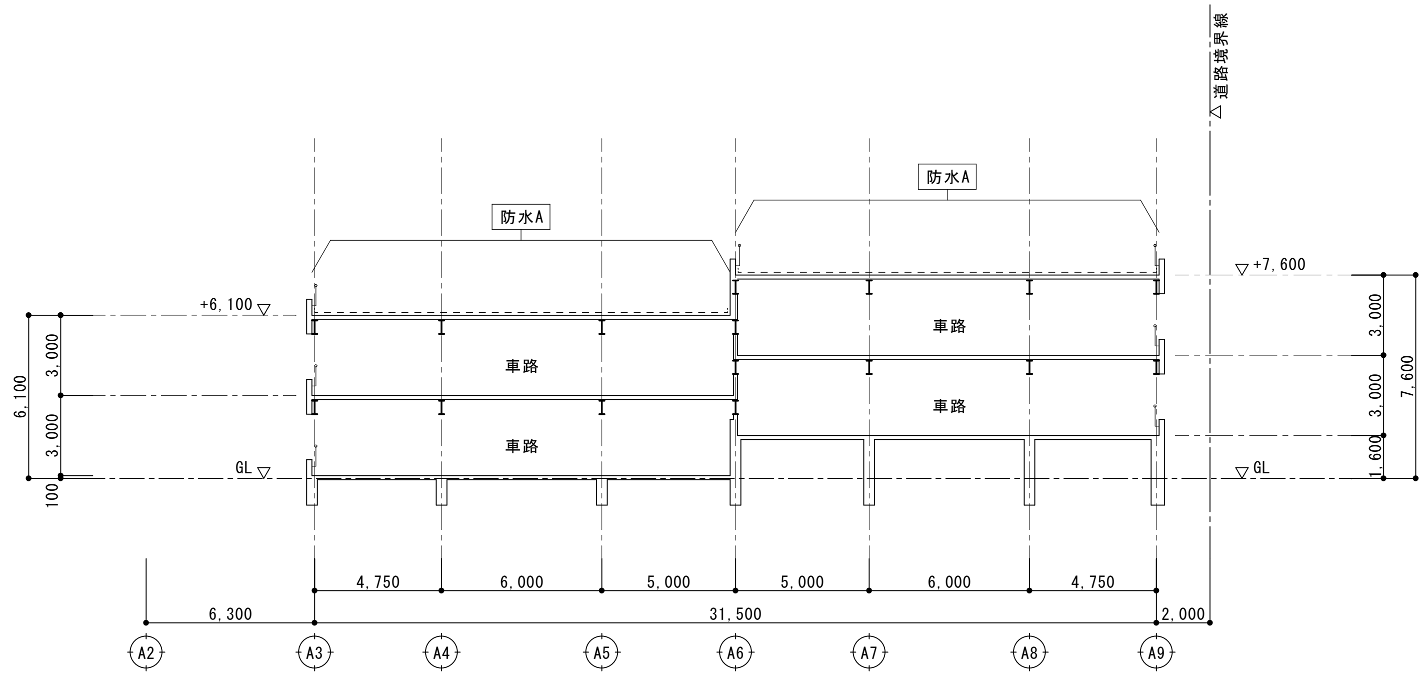

B－B

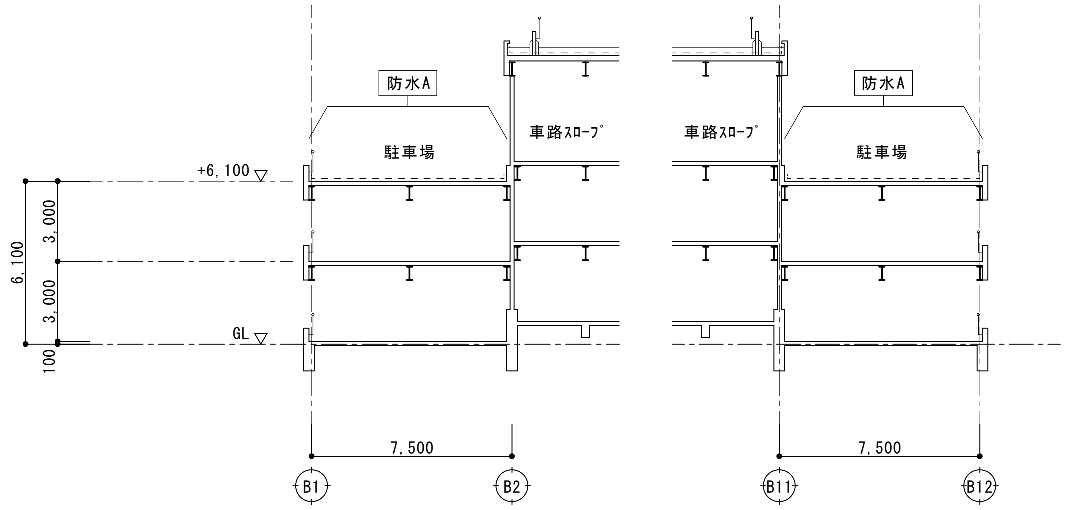

C－C

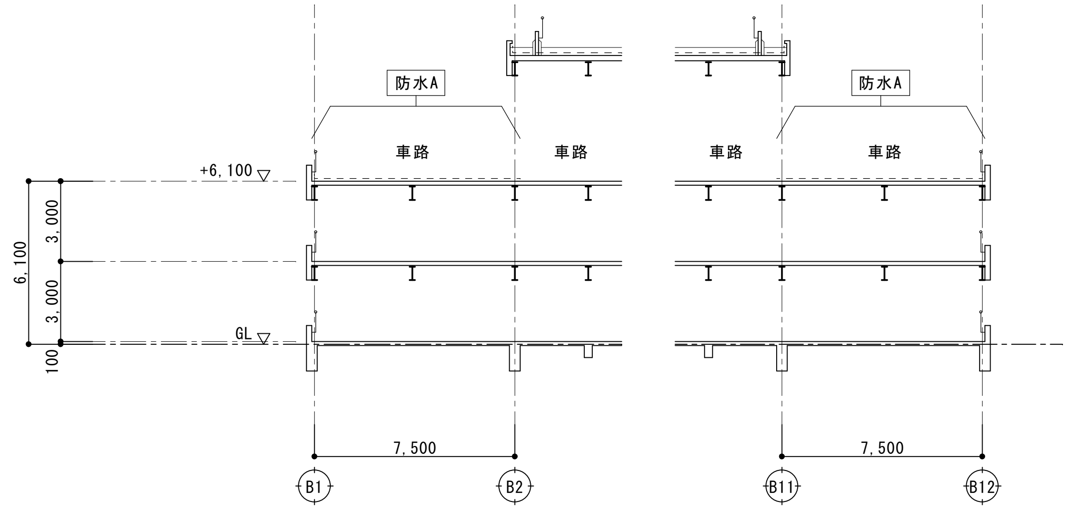

D－D

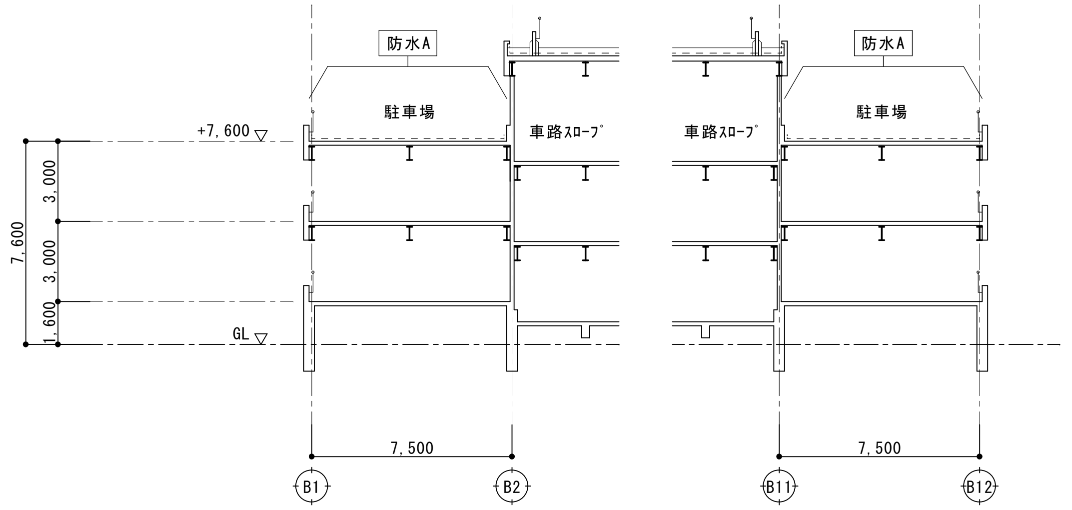

E－E

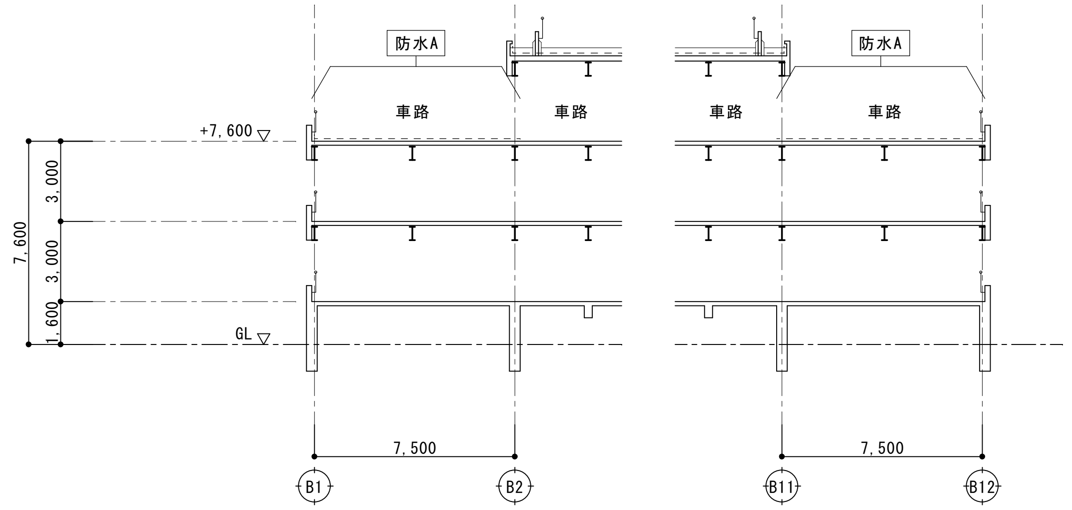

F－F

井 元 建 築 事 務 所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久

Project 四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事

Title 断面図

Scale A2_1/200・A3_1/283 Date 2025.3

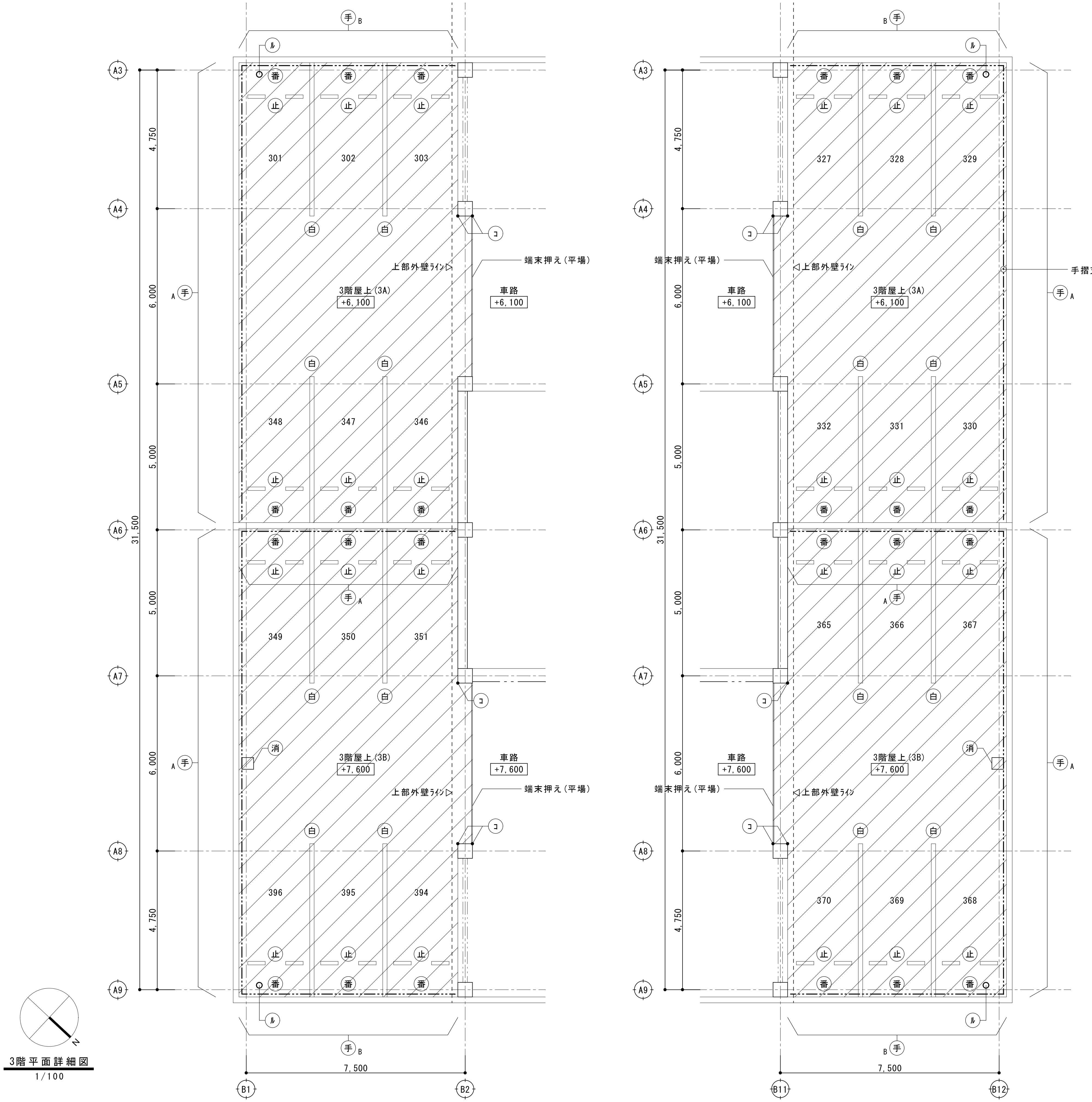

3階平面詳細図
1/100

防水改修

防水A	[既設]	平場:デッキコンクリート+FRP防水 [FRP防水撤去]
		立上:コンクリート打放し+FRP防水 [FRP防水撤去]
		・端末押え 立上:シーリング押え [撤去]、平場:モルタル押え [撤去]
	[改修後]	ケレン清掃+高強度ウレタンゴム系塗膜防水<駐車場用>(平場・立上共)
		・端末押え 立上:シーリング(MS-2 W30)、平場/車路:可とう性エポキシ樹脂充填(W30)
		・撤去部不陸調整 平場:ケレン清掃+研磨処理 立上:ケレン清掃+ポリマーセメントペースト
		(必要に応じてウレタン防水材薄塗り、シーリング充填処理等)
ル ルーフドレン	[既設]	鋳鉄製ルーフドレン100φ[ドレン上皿撤去]
	[改修後]	銅製改修用ルーフドレン100φ用 アルミ製ドレンキャップ付
		(ドレンキャップはSUSワイヤー等にて繋ぎ、落下防止対策を講じること)

コ コーナーガード		下地調整(RB種)+DP塗替え
		(取外し復旧)
止 車止め	[既設]	コンクリート製(アンカー固定)[撤去]
	[改修後]	コンクリート製(既製品 接着固定)
番 番号プレート	[既設]	塩ビ製W300×H280
	[改修後]	取外し復旧

白 白線ライン		W150 L5,000
		路面標示用塗料1種B (JIS K 5665)
手 鋼製手摺	[既設]	錆止め塗装+マリンペイント
	[改修後]	下地調整(RB種)+DP塗替え
消 移動式粉末消火設備	[既設]	鋼製格納箱 W300×D340×H1,260
	[改修後]	既設のまま
		・架台:A-14参照

井元建築事務所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久

Project	四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事
Title	3階平面詳細図
Scale	A2_1/100・A3_1/141
Date	2025.3
No.	A- 12

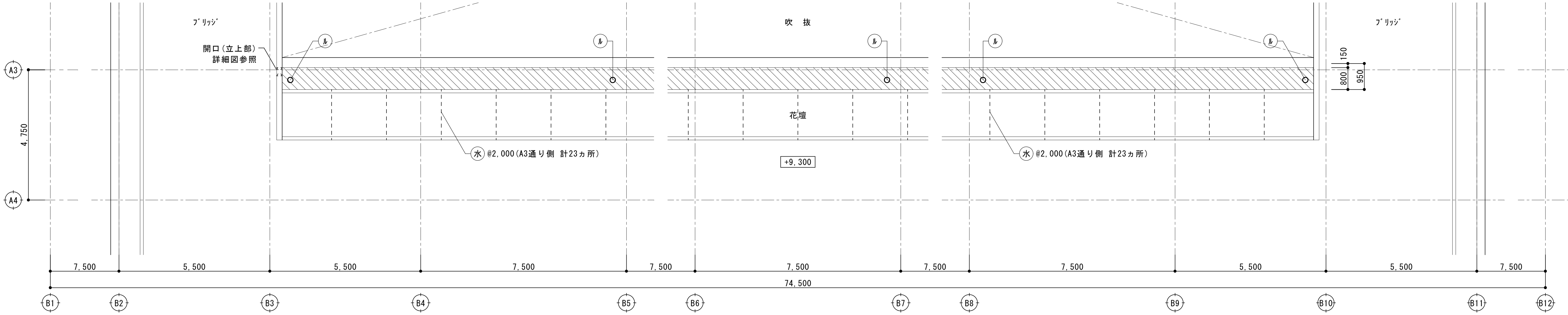

屋　根
植栽保護防水(改良ｱｽﾌｧﾙﾄ)＋客土t=200＋種子吹付
[既設のまま]

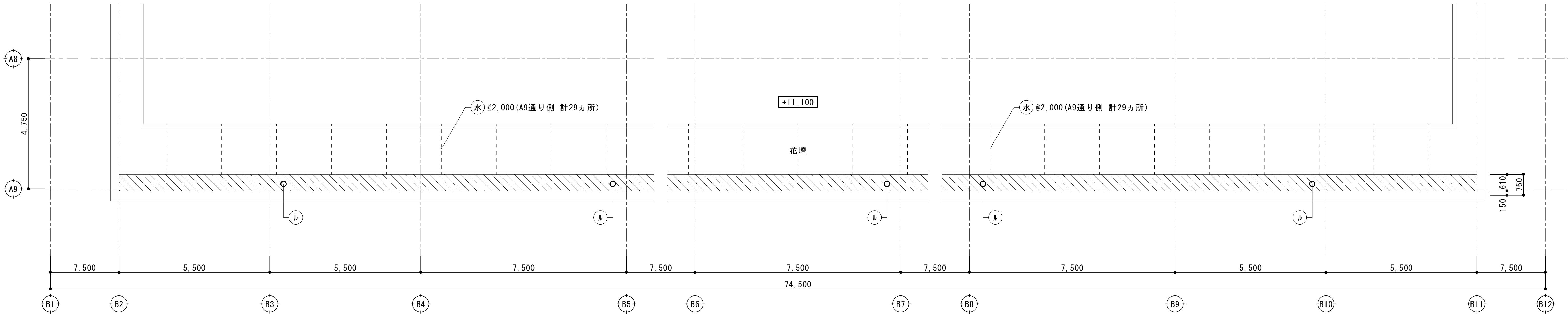

防水改修

防水B	[既設]	平場:ﾃﾞｯｷｺﾝｸﾘｰﾄ＋露出ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 [一部撤去]
		立上:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し＋露出ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 [撤去]
		端末押え:金物＋ｼｰﾘﾝｸﾞ [撤去]
	[改修後]	平場:下地処理※1＋改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ(AS-T1)　一部 改質ｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水
		立上:下地処理※1＋改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ(AS-T1)
		・端末押え:金物(ｱﾙﾐ製)＋ｼｰﾘﾝｸﾞ(ﾒｰｶｰ指定品)
		※1.既設防水層部は水洗いとし、既設防水層撤去部はｹﾚﾝ清掃＋ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄとすること
		※2.花壇側からの雨水経路を塞がないように施工すること
		※3.新旧防水層を100mm以上ﾗｯﾌﾟさせること

ﾙ ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ	[既設]	鋳鉄製ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ100φ [撤去]
	[改修後]	鋼製改修用ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ100φ用　ｱﾙﾐ製ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟ付
		(ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟはSUSﾜｲﾔｰ等にて繋ぎ、落下防止対策を講じること)
水 水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	[既設]	塩ビ製100φ
	[改修後]	既設のまま

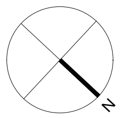

R階平面詳細図
1/100

井 元 建 築 事 務 所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号　井元 貴久

Project	四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事	Title	R階平面詳細図
		Scale	A2_1/100・A3_1/141
		Date	2025.3
		No.	A- 13

D－1 防水A 3階屋上 1/20

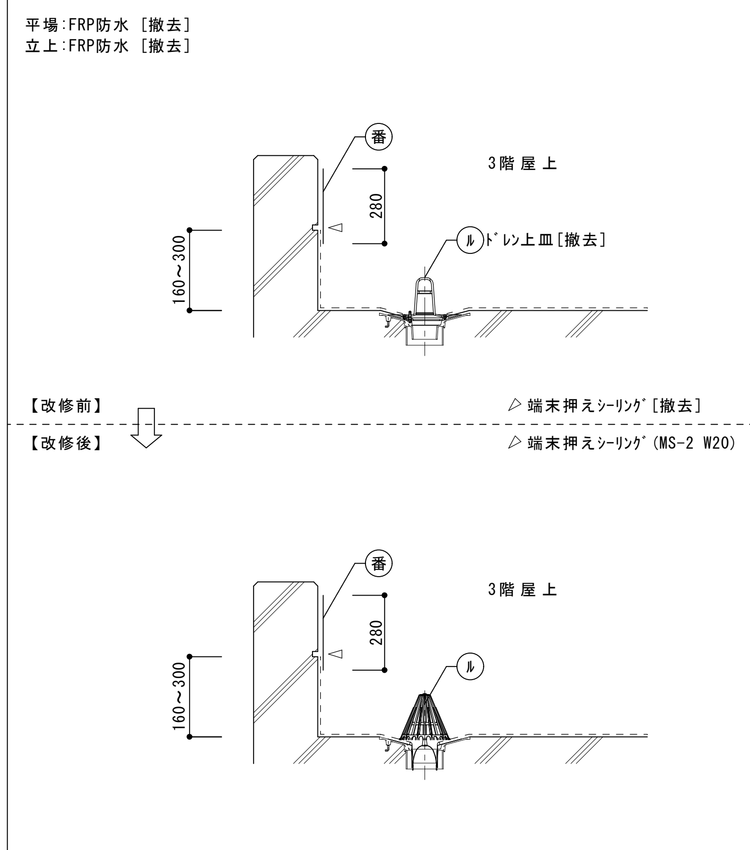

D－2 防水B 屋根 1/20

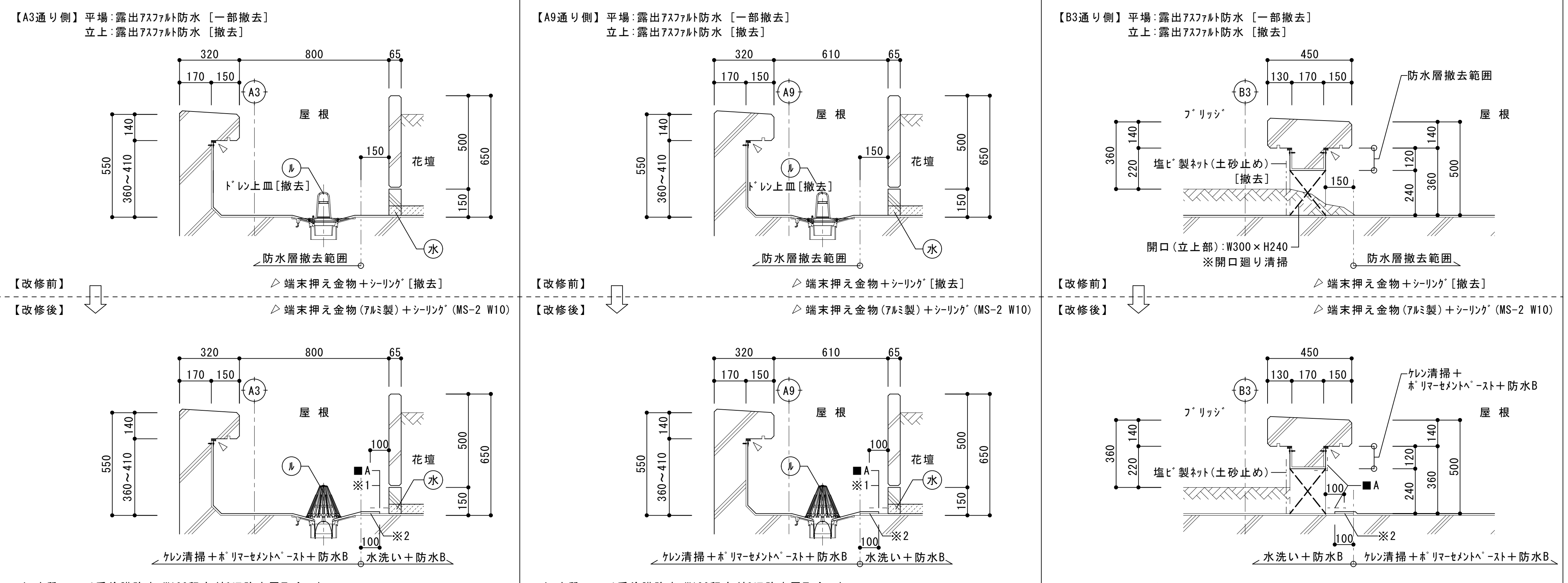

■A:改質ｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水 W100程度(新旧防水層取合い)

■A:改質ｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水 W100程度(新旧防水層取合い)

■A:改質ｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水 W100程度(新旧防水層取合い)

D－3 ｺｰﾅｰｶﾞｰﾄﾞ廻り 3階屋上 1/20

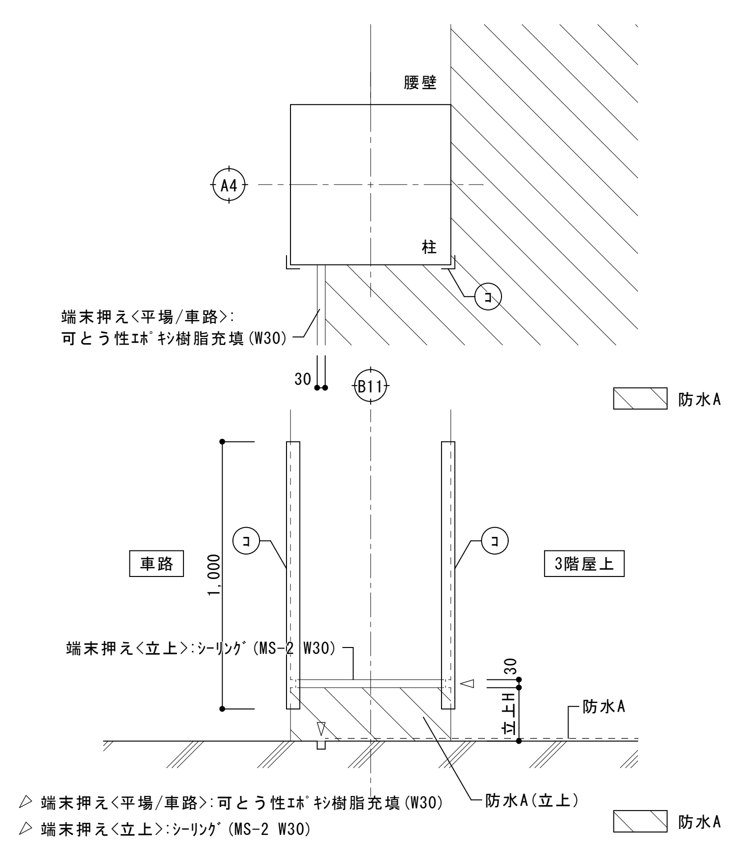

D－4 消火設備廻り 3階屋上 1/20

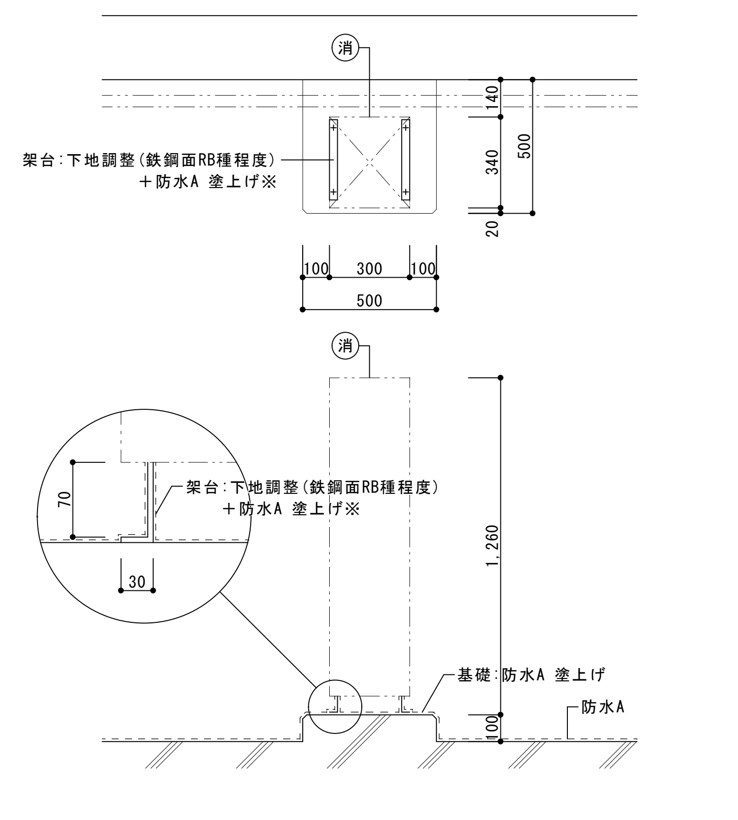

※ｽﾍﾟｰｽが狭い等、施工困難な部分は防水改修対象外

D－5 鋼製手摺 3階屋上 1/20

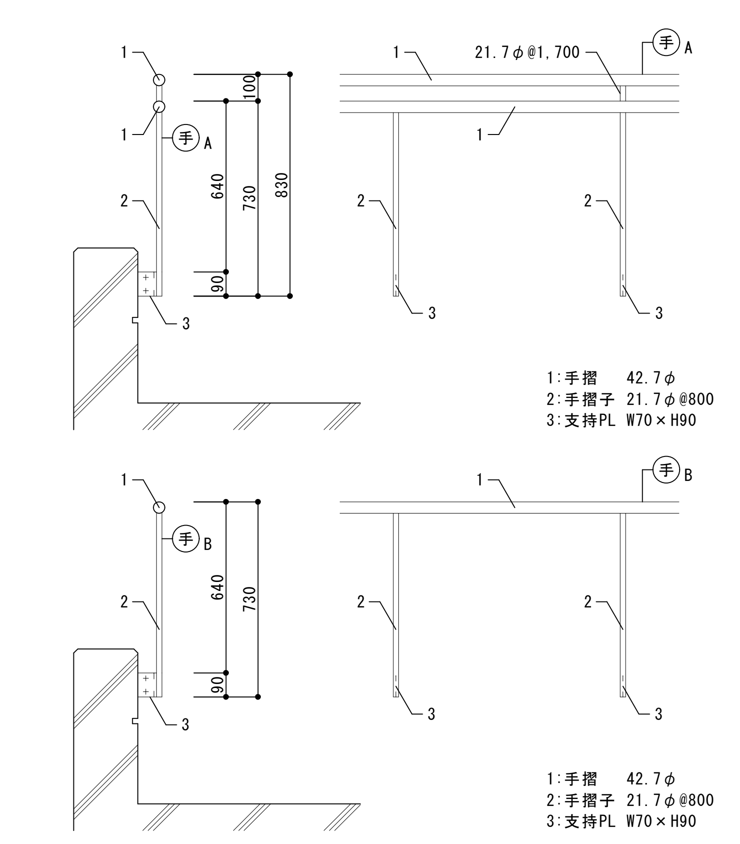

D－6 車止め 3階屋上 1/5

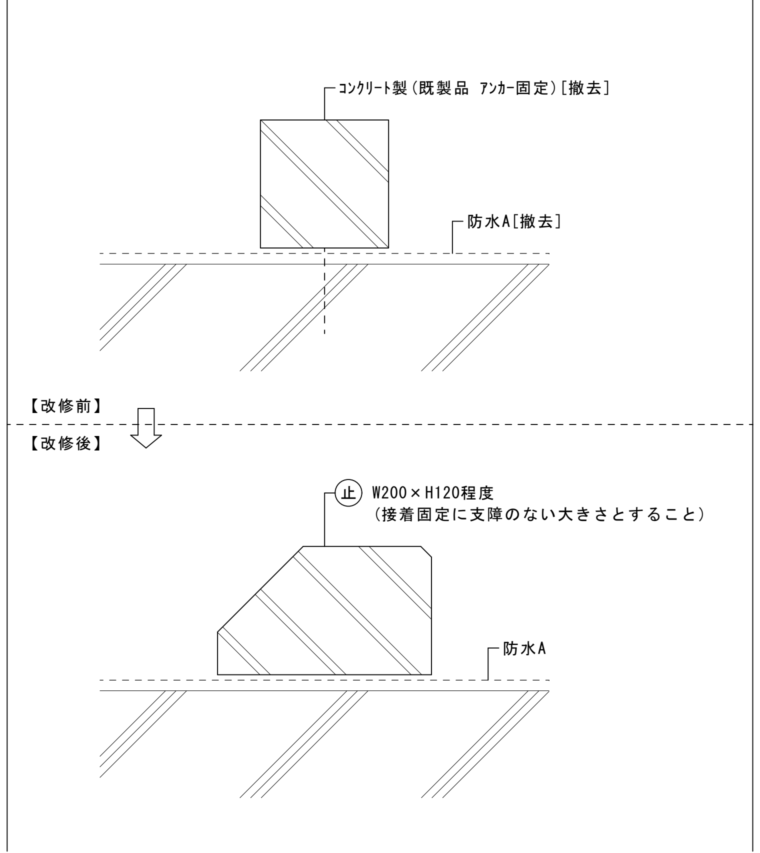

防水A 水洗い＋高強度ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水<駐車場用>(立上共)
・端末押え 立上:ｼｰﾘﾝｸﾞ(MS-2 W30)、平場/車路:可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂充填(W30)
・撤去部不陸調整 平場:ｹﾚﾝ清掃＋研磨処理 立上:ｹﾚﾝ清掃＋ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ
(必要に応じてｳﾚﾀﾝ防水材薄塗り、ｼｰﾘﾝｸﾞ充填処理等)

ル ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ 鋼製改修用ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ100φ用 ｱﾙﾐ製ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟ付
(ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟはSUSﾜｲﾔｰ等にて繋ぎ、落下防止対策を講じること)

防水B 水洗い＋改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ(平場:AS-T1、立上:AS-T1) 一部 改質ｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水
・端末押え金物(ｱﾙﾐ製)＋ｼｰﾘﾝｸﾞ(ﾒｰｶｰ指定品)
・撤去部:ｹﾚﾝ清掃＋ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ
※1.花壇側からの雨水経路を塞がないように施工すること
※2.新旧防水層を100mm以上ﾗｯﾌﾟさせること

コ ｺｰﾅｰｶﾞｰﾄﾞ 下地調整(RB種)＋DP塗替え
(取外し復旧)

止 車止め ｺﾝｸﾘｰﾄ製(既製品 接着固定)
・撤去跡 防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ補修

番 番号ﾌﾟﾚｰﾄ 取外し復旧

白 白線ﾗｲﾝ W150 L5,000
路面標示用塗料1種B (JIS K 5665)

手 鋼製手摺 下地調整(RB種)＋DP塗替え

消 移動式粉末消火設備 既設のまま

水 水抜ﾊﾟｲﾌﾟ 既設のまま

井元建築事務所
一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久

Project	四日市港ポートビル立体駐車場防水改修工事	Title	部分詳細図		
		Scale	-	Date 2025.3	No. A- 14